



7 南農農政第 368 号

平成 27 年 12 月 10 日

南丹市農業委員会

会長 野中 一二三 様

南丹市長 佐々木 稔納



南丹市農業施策に関する建議の回答書

1. 生産者米価の補填と地域実情にあった農業支援について

南丹市の基幹産業は、農業であるが、各集落において営農形態はさまざまである。農業法人による営農体系や任意の集落営農組織、認定農業者を中心とした担い手への集積や家族経営などで地域の農地が守られている。この中で、主体的に取り組まれている方々の年齢は、圧倒的に70歳代、80歳代であり、戦後の食糧難や豊かな食生活を農業生産面から支えてこられた年代層によって農業が維持され、水稻栽培によって多くの農地が守られてきた。

しかし、生産者米価は、消費量の減少にともない需要が落ち込み、米の過剰感から年々低くなる傾向があり、特に平成26年産米については価格が急落し、農業経営は大打撃を受けた。

平成27年産米価は、前年に比べて上昇しているものの、農地を守るためには、今後とも水稻生産農家における安定的高所得水準を確保する必要がある。

政府は、飼料用米等の非主食用米への転換施策や平成30年には主食用米の生産量を抑制することで価格を維持する生産調整を廃止することなどを推し進めている。

さらに、安い外国産米が大量に外国から輸入されることになれば、ますます水稻生産農家への大打撃が予想される。

安定的な所得確保ができてこそ農業や農地が維持でき、今の景観を守ることができる。引いては新たな担い手も生まれてくる。

そこで、国および京都府に対して米の直接支払交付金制度の恒久化や増額を要望されたい。また、米の収入減少影響緩和対策の対象を販売農家すべてに拡大されるよう要望されたい。

また、将来的な農村・農業を守るために、それぞれの地域実情にあった市独自の支援制度を創設願いたい。

国における経営所得安定対策では、諸外国との生産条件の格差から生ずる

不利を補正することや、食料自給率の向上を図ることをめざし、交付金の交付や、農業者抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等が実施されております。

とりわけ、ご指摘の米の直接支払交付金につきましては、「諸外国との生産条件の格差から生じる不利はない」との考え方で、激変緩和のための経過措置として平成 26 年産米から 10a あたり 7,500 円と単価を削減したうえ（従前は 15,000 円/10a）、平成 29 年産までの時限措置として位置づけられているところです。

本市におきましては、稲作を中心とした経営農家が大多数を占めるなかで、消費構造の多様化から安価な外国産米の拡大に伴う米価への影響が懸念され、安定的な所得確保の条件が損なわれれば、農業や農地における多面的機能の保全を含む維持管理はもとより、農業経営そのものの継続がされなくなる可能性が生じています。

市としましても、米の直接支払交付金制度やナラシ対策等の「経営所得安定対策」制度の継続、拡充の必要性を切望しております。併せて制度の中で市町村の裁量が位置づけられている「産地交付金」を有効に活用し、地域実情に即した地域振興作物を中心に生産の支援を進めており、今後も引き続き国に対し強く要望を行ってまいりたいと考えます。

2. 農地を守る取組に関連した特産品づくりについて

助成金のメリットにより飼料用米などの新規需要米生産への転換が勧められる中でも主食となるうるち米の生産を希望する農家は多い。

しかし、うるち米での所得が低迷し、生産意欲を欠く中では耕作放棄地の増加が大いに懸念される場所である。

平成25年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」の制定により、昨年7月からは京都府においても農地中間管理事業がスタートし、貸し借りの新しい仕組みが構築されたが、条件不利地や遊休農地では貸付希望の登録すらできないし、また借受希望者が見つからない場合は、農地中間管理機構は農地を借り受けてくれないという現実がある。

国では、中核的担い手に80%の農地集積を目指し、条件が悪い中山間地の農業は先行き不透明感がある。

そんな中、本市においても農業者グループなどにより南丹ブランドの定着に向けた取り組みや6次産業化の推進方法が研究されていると聞くと聞くと、特産品開発や加工品開発は一朝一夕ではなかなか成果が上がるものではない。

平成21年から美山町で始まったホンモロコ養殖は、遊休農地の解消と特産品開発を兼ね備えたものであり、設備投資があまりかからず、高齢者でも飼育と管理が可能である。

本市の生産者は現在数名だが、高齢化が進む山間地の活性化につながる取り組みであり、市のブランド産品への指定や販路開発、設備費助成など、地域の特産品づくりの取り組みに対し、強力な支援を行われたい。

また、家庭環境の変化により子供が農業に接する機会がなくなっている中、郷土愛を育み食育・食農教育を推進するため、次代を担う子どもたちへの農業体験学習を通じ、農業への理解促進に寄与する学校教育事業について更なる積極的な支援を行われたい。

耕作放棄地の拡大の懸念が年々深刻化する中、平成26年度からスタートした農地中間管理事業ですが、中山間地域の条件不利地が多い本市においては、農地の維持管理の放棄につながる安易な貸付希望の拡大とならないように、注意を払いつつ推進しているところです。

地域では、過疎化、少子高齢化が進行する中であっても、何とか農地の維持管理を図るとともに、更なる有効活用を目標に、6次産業化を目指す創意工夫ある取り組みが起こっています。

地域農林水産物による特産品開発や、販路開拓と生産力の定着・向上は難しく、市としましても、取組団体や経営組織等を対象とした「南丹市販路開拓

支援事業」や「南丹ブランド推進助成事業」等の制度を実施しており、今後も、府や関係機関等との連携や情報共有を図りながら地域の状況やニーズに応じた支援を推進していきたいと考えております。

また、次世代を担う子ども達への食育・食農に関する体験を通じた働きかけは、大変重要なことです。市内の保育所や小学校においても、土に親しみ、農作物を育成し、収穫の喜びを実感する農業体験学習は、地域ぐるみのご支援をいただきながら積極的に推進されております。

併せて、市外からの教育体験旅行の受け入れについても、支援団体や京都府、関係機関等のご協力により市域で広く展開いただいております。体験した児童、生徒からの感動の声が多数寄せられているところです。

自然環境や歴史文化など、本市の有する農村の多彩な魅力を活かした体験は、次代を担う子どもたちが農業の果たす役割を肌で知る取り組みであり、農業、農村の価値を一層高めることにつながる重要な事業と位置付けております。今後におきましても、市民の皆様方のお力添えをいただきながら、食の安全、安心をしっかりと理解し将来につなぐ人を育むため、農業体験学習を積極的に支援してまいりたいと考えます。

3. 有害鳥獣の駆除対策について

営農意欲の減退には、有害鳥獣による農作物被害も大きく関わっている。農村部の集落人口が減少する中、山の手入れをする人がいなくなり山は荒れ放題となり、山に餌がなくなった動物たちは里へ出てくる。里では、営農できなくなった耕作放棄地が動物の住処となり、餌を求めて作付のある田畑に侵入する。結果、何回も鳥獣被害に遇いますます営農意欲がなくなるという負のスパイラルに陥っている。

一方、シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、ヌートリアやハクビシンなどの生息数は爆発的に増加し、被害も人家周辺部にまで拡大していき、人命にも危険が及んでいる状況が生じている。

今年5月、改正された「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が施行された。今回の改正では、鳥獣の生息数・範囲を適正に管理するため、捕獲体制を強化し、捕獲の専門業者を認定する制度も創設された。特にシカとイノシシについては、指定管理鳥獣と位置づけられ管理を徹底していく方向性が打ち出され、生息数を半減させる目標も掲げられた。

当市においても鳥獣被害対策実施隊の設置のための条例が昨年制定されるなど数多くの対策は講じられてはいるものの、今もって被害は甚大で、農業者の営農意欲の減退を招いている。

市議会議員との意見交換会でも報告しているが、あらゆる手立てを尽くしてもなお終息がみられない被害に粘り強く対策を講じていくためには、捕獲の大幅強化と恒久防護施設の整備や広葉樹の森づくりの推進について積極的な取り組みをされたい。

特に、サルについては篠山市の方から群れが来て農作物被害を起こしているので、篠山市との連携を要望するとともに追払い費用の支援を行われたい。

また、捕獲した動物の処理に悩む地域は全国的にも多く、南丹市も例外ではない。

そんな中、シカについては、肉の利活用が新たな特産品として注目され、民間事業者での取り組みも始まってきているが、捕獲後の運搬や不要となる部位の処理などの課題もあるため、今後、京都府においてシカの処理・加工施設が整備されるよう、要望されたい。

南丹市における有害鳥獣被害対策については、個体数調整をする捕獲と被害を防除するための防除施設の設置により毎年、対応をしています。

捕獲については、南丹市猟友会との連携により野生鳥獣の個体数調整を実施し、平成26年度については捕獲数が、シカ1,389頭、イノシシ158頭、サル16頭などであります。そのうち、被害の多くを占めるシカについては、

個体群増加率も高く 4～5 年で個体数が倍になるとされています。

その対策として野生鳥獣の個体数調整を実施しているものの現状では捕獲による野生鳥獣被害をゼロにすることは、非常に厳しいものがあると考えられるため、被害を前年度並みに留められるよう南丹市猟友会との連携により個体数調整を実施しています。

なお、国では改正された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥獣の生息数を適切に維持するために、鳥獣の捕獲等をする事業の実施や業者の認定などが新たに施行され、一部の鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する「鳥獣の管理」のための施策への転換を図るよう取り組んでいます。

そのことにより、都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者によるニホンジカやイノシシを対象にした指定管理鳥獣捕獲等事業が創設され、今後は市町村だけでなく国、都道府県の実施する捕獲事業が進み、捕獲頭数の増加につながると考えられます。同時に有害鳥獣捕獲従事者及び本市では、昨年度に発足した鳥獣被害対策実施隊の隊員には、狩猟税の減免や免除制度も創設され、担い手確保の取り組みも充実が図られております。

なお、園部町と篠山市に生息するニホンザル（園部 A 群）については、被害は甚大であると認識しており、これまでも対策を講じてきましたが、昨年までは捕獲頭数の制限により、効果的な捕獲の推進になっていなかったものの本年より例外として群れに対して移出入を行う可能性のあるオスの個体については、有害個体捕獲の許可頭数として定めた捕獲上限数に含めず、オスに限り上限の定めがなくなったため、南丹市猟友会の協力のもと捕獲檻を活用したサルの捕獲を実施しているところであります。また、園部 A 群のニホンザルに関しては、篠山市との連携によりサルの出没メールの配信を出没している範囲の園部町摩気・西本梅地区の希望地区に来年より配信をするための準備を進めております。

その一方、捕獲した鳥獣の処理については、以前より京都府に対し焼却施設等の整備を要望していますが、今後は近隣市町ともさらに連携をして施設整備に伴う要望を強く実施していきたいと考えます。